

南草津病院一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、ワークライフバランスの実現を図るために下記行動計画を策定し、各種対策を講じる。

計画期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

目標1：院内保育所の利用促進

<対策> 令和2年4月より、新規採用職員や子育て期の職員を対象に院内保育所の利用促進と利用についてのニーズを把握して改良を行う。

目標2：勤務形態や休暇取得などの弾力的運用

<対策> 令和2年4月より、『短時間勤務制度』や『所定労働時間を越えて労働させない制度』等、育児休業終了後も働き続けられるよう、勤務形態や休暇取得等の配慮を行う。

目標3：代替要員の早期確保

<対策> 令和2年4月より、産前産後期間や育児休業期間中の代替要員を速やかに確保することで、対象職員が気兼ねなく休暇や休業を取得しやすい職場の雰囲気作りに取り組む。

目標4：職場復帰に向けての環境整備

<対策> 令和2年4月より、産前産後期間や育児休業期間終了後の職員がスムーズに職場復帰しやすいように、復帰前のカウンセリング面談や相談に対応する。

目標5：ノー残業ダイの周知をさらに図り、所定外労働のさらなる削減

<対策> 令和2年4月より、現在導入中のノー残業ダイについて、現在の運用状況を検証する。